

第7期 第2回男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成24年2月6日（月）18:30～20:30

会 場：庁議室

参加者：山下会長・斎藤委員・渡邊委員・吉村委員・鈴木委員・梶原委員・本田委員・
岩本委員・西川委員・荒島委員

事務局：市民部長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

傍聴者：1名

○議題

- (1) (第7期) 第1回男女平等推進市民会議 会議要録(案)について
- (2) 諮問事項の協議
- (3) その他

・議題(1)(第7期) 第1回男女平等推進市民会議 会議要録(案)について

～異議なし～

・議題(2) 諮問事項の協議

事務局：東久留米市第2次男女平等推進プランの評価方法について答申案を作成した。

「評価の目的」では何のために評価を行うのかについて、「評価者」では市民会議にて評価すること、「実施時期」では評価を毎年度実施すること、「評価の方法」ではどのように評価するのかについて、「評価のながれ」では評価のスケジュールについて説明している。

会 長：「実施時期」にて何をいつ実施するか詳しい時期を記入すべき。

事務局：本評価方法は第2次プランの評価としてこれまでとは異なる形態で実施することになり、特に初年度においてはスケジュールの変更が予想されるため明確な時期を記入していない。

会 長：明確な時期が記入できないのであれば、題名を「実施時期」とするべきではない。

事務局：12月12日及び1月16日に開催されたワーキング・グループ会議にて重点施策の具体的な取り組み方法及び評価方法を協議した。

重点施策1は「人権尊重と男女平等の意識づくりのための事業の推進」としてア

ンケートにおける「社会全体において男女が平等であると感じているか」との質問にて得られる数値について数値目標を掲げている。プラン策定時の資料とするため平成22年度に実施した男女平等・共同参画に特化したアンケートにおいては、男女が平等であると感じている人の割合は10.2%であったが、平成23年度に実施した市民アンケートでは39.7%という値になった。市民アンケートとは、毎年市が行っている施策成果アンケートであり、市の施策に対して幅広い分野別の質問が設定されており、暮らしと人権という分野の中に平等観についての質問が記載されている。ワーキング・グループ会議にて検討した結果、当初プラン策定時に基礎とした男女平等・共同参画に特化したアンケートの結果を指標とし、中間年度である平成25年度及び最終年度である平成28年度に同様の内容にてアンケートを実施することとした。なお、平成25年度の数値目標として、18%を掲げることとした。また、市民アンケートは毎年実施されるものであるため、参考値として記載することとし、あわせて男女平等推進センターでの事業実施時に行っているアンケートも、同様の質問を設定し、参考値とすることとした。

会 長：以上のことについて質問はあるか。

重点施策1の中間目標を18%とした経緯を説明してほしい。

委 員：最終年度で50%という目標を掲げているが、数値を上げるためには意識の変革を促さなければならない。意識の変革には時間がかかり、中間目標を50%の半分である25%とすることは実現性に欠けるため、平成25年度以降の伸びしろを鑑みて、中間目標を18%とした方がよいと考えた。

会 長：重点施策の資料にて市民アンケートの数値が参考だとわかるようにするべき。

委 員：市民アンケートで得られた過去の平等観の数値を教えてください。

事務局：今年度から平等観の質問を追加したため、過去の数値はない。

委 員：質問が同じであるにもかかわらず、なぜ市民アンケートと男女平等・共同参画に関するアンケートの数値に大きな差があるのか。

事務局：市民アンケートでは幅広い分野の質問項目が設定されているが、男女平等・共同参画に特化したアンケートでは、男女共同参画の質問項目のみが設定されていることも、数値に差がでていることの理由の1つと考えられる。また、回答者の意識にも違いがあったのではないか。

事務局：重点施策2「男女が共にいきいきと働くための環境整備」は数値目標ではなく、今後の計画予定を記載し、その取り組み内容を評価する。なお、3つの重点施策の中で平成23年度及び24年度は、この重点施策2を重点的に評価していくとした。計画予定としては、平成23年度及び24年度は市内事業所の把握及び連携方法を市民会議で検討し、平成25年度から市内事業所と連携していくとしている。

会 長：以上のことについて質問はあるか。

委員：ワーキング・グループ会議でも議題に挙げたが、事業所との連携を考えていく中で、東京都や国が行っている企業の認定制度やサポート事業の利用を検討していくことも1つの方法である。

事務局：東久留米市は小規模事業所がほとんどを占めるという現状において、企業側にメリットのある方策を考えていかなければならない。

委員：表彰など資金を必要としないインセンティブの与え方による方策はあると考える。

事務局：重点施策3「市役所内部での女性参画の推進」では、数値目標として女性管理職も割合を課長職で25%、係長職で40%と設定している。ワーキング・グループ会議では中間目標を定め、平成25年度までに課長職で15%、係長職で33%とした。

会長：以上のことについて質問はあるか。

委員：参考までに、東京都の係長職以上の女性職員の割合を教えてください。

委員：課長職が2割弱、課長補佐・係長職が3割弱である。

委員：民間企業では、女性の数が増えないのに女性管理職だけ増やそうという現実があるが、東久留米市の職員における男女比はどうなっているのか

事務局：男女比は半々である。

委員：目標数値は、役職の数に対する女性の割合と女性職員全体での役職の割合のどちらなのか。

事務局：役職の数に対する女性の割合である。

委員：平成23年度から平成24年度の伸び率をみると中間目標の値は実現性に欠けるのではないか。

会長：今後、目標を実現させるためのさまざまな取り組み方法を検討・実施することが重要であり、市役所が変わることで、市民の意識が変わるきっかけになると考える。

事務局：評価のながれを踏まえて各種様式について説明する。

まず、担当課は、基本目標、目標、施策、事業名及び男女共同参画の視点が記載された実績報告票を作成する。なお、視点は今後市民会議にて検討し設定する。また、実績報告票の数値及び男女比率は担当課と事務局で協議し決定する。実績報告票では、担当課はチェックボックスにて事業実施時に加味した視点を選択した上で、実績報告を作成するが、このチェックボックスの選択自体が担当課の自己評価につながる。さらに、実績報告を踏まえた上で、担当課が主体的に取り組んでいくための課題と次年度以降の目標や改善点を作成する。なお、担当課へは、課での事業がプランにおいてどのような位置づけとなっているのかを示した体系表を配布する。

次に、市民会議評価について説明する。評価は施策ごとに課単位で行うため、評

評価票には事業名を記載する。また、実績報告票に対応した個別の項目評価を設定し個別に評価するとともに、方向性がずれていないかを指し示すための大項目での4段階の項目評価を行う。さらに、総合評価として、項目評価を踏まえた提言・提案を文言にて簡潔に記入することとし、評価票の下段に前年度評価を記載しておくことで、前年度の提言・提案がどの程度反映されているのか確認することができるようにする。

ここで、総合評価にも4段階の評価を行うか否かを検討してほしい。

項目評価は担当課における方向性の単年度の事業評価になるが、総合評価は6年間の計画期間中に、施策や目標に向かってどの程度進んだのかという進捗状況の確認のための評価である。そのため、誰が見てもわかりやすい形態にすると考えた時に、総合評価を4段階評価とすることは有効ではないかと考える。

会 長：以上のことについて質問はあるか。

委 員：総合評価は事業を実施した年度の前年度を基準とするのか。

事務局：プラン開始年度である平成23年度を基準にして評価していく。

項目評価は、担当課の事業が男女共同参画という視点から見た時の方向性を確認するものであり、総合評価では、方向性と目標に向けた進捗状況の2つの内容を評価することになる。

今回の評価では、男女共同参画の視点という共通の基準を持った上で事業を評価することになる。視点をもって方向性を示しているが、その認識がずれている場合は修正しながら目標に向かって進んでいく。項目評価は、担当課の事業が男女共同参画という視点から見た時の方向性を確認するものであり、総合評価では方向性と目標に向けた進捗状況という2点を評価する。

委 員：段階別に総合評価をすることで全体として評価が分かりやすくなるかと考える。

委 員：誰もが理解しやすいという意味では4段階評価はわかりやすい。

事務局：総合評価も段階別とし、評価理由欄に評価の根拠を記入することとする。

委 員：1つの事業に対して2つの担当課がある場合、担当課同士の総合評価の比較が見えるようにする必要もあるのではないかと。また、課全体としての意識を確認する必要はないのか。

事務局：施策ごとの進捗状況がわかる表も必要になってくると考える。

委 員：総合評価は、項目評価で方向性の確認をした上で進捗状況を確認して評価するが、方向性は施策ごとに異なるため、施策単位ではなくその課が持っている事業をまとめて課全体を評価することは難しい。

委 員：重点施策の評価票は通常の評価票と別の形をとるのか。別様式とするのであれば重点施策の評価票も答申に添付すべき。

事務局：重点施策の評価票はどのような様式としたらよいか。

会 長：重点施策ごとの評価票とし、年度ごとの数値や計画を記載した上で、年度ごとの取り組み内容と文言により提言・提案を行う評価としてはどうか。

事務局：取り組み内容に関しては、市民会議での取り組みと担当課での取り組みの双方をまとめて記入することとする。

(3) その他

会 長：その他について説明願う。

事務局：平成 24 年度のスケジュールは 4 月、5 月で市民会議にて施策ごとに視点を設定し、6 月から 7 月にかけて担当課に対してプラン及び実績報告票の説明を行うとともに実績報告票に記載する数値等を調整する。その後、8 月、9 月で担当課が実績報告票を作成する。10 月中に事務局にて報告票を取りまとめ、11 月、12 月で市民会議にて状況に応じてヒアリングを実施しつつ評価票を作成し、1 月から 2 月にかけて答申書を作成し、答申期限内に答申を行う。平成 25 年度は 4 月に前年度の評価方法及び視点の振り返りをした上で、担当課での実績報告票の作成、市民会議での評価票の作成を経て、できれば 9 月末までに答申を行い、担当課へ評価内容をフィードバックしていく。

会 長：以上のことについて質問はあるか。

委 員：評価及びヒアリングはどのような形式で行うのか。

事務局：委員数名でいくつかのグループを作り、グループで分担して評価及びヒアリングを実施する。